

中野市耐震改修促進計画

平成20年3月

平成28年3月（改定）

中 野 市

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の市計画との関係・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～4
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・ 5～12
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～17
- 3 住宅及び多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の目標の設定・・ 18～22
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～25

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・ 26～27
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・ 27～28
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・ 28～29
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 29～30
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 7 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・ 30

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 31
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 区長会等との連携策及び取組み支援策について・・・・・・・・・・・・ 32
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・ 33

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35～36

はじめに

1 計画の目的

中野市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の市計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、最終改正平成26年6月4日、以下「法」という。）第6条第1項規定により策定するものです。

また、本市における他の計画「第2次中野市総合計画」や「中野市地域防災計画」、「中野市都市計画マスタープラン」等との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

(1) 第2次中野市総合計画（抜粋）

【基本施策：5】 安心・安全な住みよいまちづくり（定住環境）

（大綱）

行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主題となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進めます。

【施策：5-06-04】 良好な住環境の整備

（施策目標）

生活の基盤である住環境について、快適性や安全性の向上をめざします。

(2) 中野市都市計画マスタープラン（抜粋）

第6章 将来目標の設定 2. 基本目標

目標Ⅱ 地域、多世代が支えあう『安心して暮らせるまち』より

【目標Ⅱの基本方針】

（省略）

3) 災害に強いまちづくり

本市は、高社山や斑尾山からの傾斜地や千曲川・夜間瀬川流域の平地部に位置していますが、周囲を山々に囲まれアクセス路が限られた地域もあります。

このため、治山・治水活動を継続して推進するとともに、道路整備による防災・避難機能、住宅の耐震化など都市防災をめざします。 等

(3) 中野市地域防災計画（抜粋）

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画 第1節 地震に強いまちづくり

第2 計画 2 地震に強いまちづくり

(1) 市 イ 建築物等の安全化 より

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に配慮する。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ロ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(ハ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

3 計画期間等

本計画では、これまでの経過等を踏まえ、平成20年度から27年度までの8年間とした計画期間を5年間延長し、平成32年度までの計画期間として、目標値の設定や耐震化への支援策を見直し、耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越地震、そして平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、特に平成23年3月には未曾有の被害をもたらした東日本大震災はこれまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、長野県内でも大地震が発生しています。

地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるものです。

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命

が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成 18 年 1 月 26 日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
 - (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成 25 年 11 月 26 日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成 27 年未までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定す

る庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照）

（以下「多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県計画又は本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表－2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(4) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では市の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)のア及び(4)の建築物についての目標を設定することとし、上記(2)のイ、ウ及び(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。